

指定管理者の選定結果（非公募用）

1 施設の名称

静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）

静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）

静岡市桜の園城北館

2 指定管理者の名称

社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会

3 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで

4 選定の経緯

（1）非公募

ア 非公募の理由

①静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）・静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）
更新を行う障害者福祉施設で、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が求められる施設

当該施設の利用者は、心身に重い障がいがあり、特別な支援が必要である入所者や長期間継続して通所している利用者が多いため、施設の管理運営にあたっては、職員が各利用者の特性を理解し、サービスを継続して提供することが求められる。そのため、職員や運営方法の変更などの利用環境が大きく変化することは利用者への影響が大きく、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が望ましい。

現在の指定管理者である「(社福) 恩賜財団済生会支部静岡県済生会」は、各利用者の特性に配慮し適切に当該施設を管理運営していることから、引き続き当該団体に行わせるものとする。

②静岡市桜の園城北館

更新を行う障害者福祉施設で、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が求められる施設

当該施設の利用者は、心身に重い障がいがあり、特別な支援が必要であるため、職員は各利用者の特性を理解し、継続してサービスを提供することが求められる。そのため、職員や運営方法などの利用環境が大きく変化することは利用者への影響が大きく、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が望ましい。

現在の指定管理者である「(社福) 恩賜財団済生会支部静岡県済生会」は、各利用者の特性に配慮し適切に当該施設を管理運営していることから、引き続き当該団体に管理運営を行わせるものとする。

イ 募集期間 平成30年11月1日～平成30年11月30日

ウ 募集対象団体 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

書類審査及びプレゼンテーション 平成30年12月14日

イ 審査委員会

委員長 丸岡 浩三 (保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長)

委員 萩原 弘樹 (障害者福祉課長)

〃 吉永 光男 (駿河福祉事務所障害者支援課長)

〃 堀越 英宏 (特定非営利活動法人静岡市障害者協会事務局長)

〃 山本 忠広 (特定非営利活動法人清水障害者サポートセンターそら理事長)

ウ 審査基準

- ・事業計画が施設の設置目的及び運営目標を達成するためにふさわしいものであること。
- ・事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- ・事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- ・管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

エ 決定方法

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

①静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）・静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称：社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会

(イ) 点 数：77.2点/100点（市が設定した最低基準点 70%）

(ウ) 指定管理料提示額：完全利用料金制

イ 総 評（選定の理由等）

(ア) 申請者が提案した事業計画は、市が提示した仕様書の内容に適合し、過去の実績等（利用者ニーズに基づくサービスの継続性、利用者との信頼関係の構築）を適切に踏まえた計画であると認められること。また仕様書以上の手厚い専門職配置がなされていること。

(イ) 当該施設の過去の運営実績が十分あり、継続して安定した経営が可能であると判断できる。

(ウ) 人材育成のための研修や、職員の意識改革のための積極的な取り組みが行われていること。

②静岡市桜の園城北館

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称：社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会

(イ) 点 数：75.2点/100点（市が設定した最低基準点 70%）

(ウ) 指定管理料提示額：完全利用料金制

イ 総 評（選定の理由等）

(ア) 申請者が提案した事業計画は、市が提示した仕様書の内容に適合し、過去の運営実績等（利用者ニーズに基づくサービスの継続性、利用者との信頼関係の構築）を適切に踏まえた計画であると認められる。

(イ) 当該施設の過去の収支実績は堅実であり、今後も継続して安定した経営が可能であると判断できる。

(ウ) 人材育成のための研修や、職員の意識改革のための積極的な取り組みが行われていること。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、

保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、
経済局次長、農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 平成 31 年 3 月 20 日

(6) 指 定 平成 31 年 3 月 22 日

(7) 公 告 平成 31 年 3 月 28 日